

漁業経済学会 短 信

第3²回 大会シンポジウム

「200海里体制下の漁業再編

— 北太平洋域を中心にして —」

200海里体制化以降の国際漁業関係の変容

長 谷 川 彰

1. 漁業生産の世界的動向と特徴

1977年の新海洋体制への移行を境に漁獲量の顕著な増大を見せた主要国は、北・中米でのカナダ、米国、メキシコ、ヨーロッパでのアイスランド、そしてアジアではフィリピン、インドネシア、マレーシアであって、いずれも広

大な200海里水域を獲得した、いわゆる沿岸国である。

これに対して、漁獲量の顕著な減少国は、ソ連、ノルウェー、スペイン、英国で、いずれも遠洋漁業国です。それ以外の遠洋漁業大国・日本と韓国の場合、総漁獲量は横ばいであるが、遠洋漁業部門としての著しい減産や本来の生産増加を厳しく抑制されたという意味で、上記の諸国と共に、新海洋体制によるマイナス影響国と見る事ができる。また、それらの国々の中でも最大の減産国は、世界最大の遠洋漁業国であったソ連であり、その数量は2百数十万トンにのぼったと見られる。

ところで、1976年から数年の世界の総漁獲量そのものは余り変化していないから、200海里体制自体が一方における増産国と他方における減産国をつくり出したことになる。新海洋体制が、まさしく世界水産資源の国際的な再分

目 次

200海里体制化以降の国際漁業関係の変容	1
新海洋法体制下における遠洋漁業資本の対応	3
200海里体制下における沖合・沿岸漁業の再編—北海道のばあい—	4
水産物貿易の構造と問題点	
第33回漁業経済学会大会のお知らせ	6

割として機能したことの証左を、以上の各国漁獲実績に見るのである。

ところで、76年以降の各国漁獲量の推移を年次別に細かく観察してみると、減産国においても漁獲量の減少が必ずしも現在まで続いているわけではなく、「200海里」開始後、数年間で減少が止まり、その後はいずれも微増に転じている。新体制化に伴う直接影響が発現していた局面から、200海里水域制への各国の対応が進み、国際漁業関係もまた新たな、200海里時代の第2段階とも言うべき局面への展開を遂げつつある。

2. 国際漁業関係の三つのタイプ

200海里時代に突入してから9年、国際漁業関係はなお新しい秩序形成の過程にあるわけであるが、日本漁業との関連でその動きを整理してみると、次の三つのタイプを抽出することができる。

第一は、発展途上国との間、特に南方域のマグロ漁業やトロール漁業などにその典型が見られるものであって、一定の料金をしそれに代る経済的供与を条件に、入漁による直接生産が行われるケースである。この場合、当該国の漁業生産力が低く、その200海里資源に“余剰”が大量に生じるという社会的条件の存在が前提としてある。また、入漁料が次第に引き上げられて来たため、現在では、漁船経営の採算限界との見合いで入漁を取り止める漁場が現れ始めていると言われる。それは入漁料をめぐる経済的均衡関係が国際的に形成されつつあることを示唆している。

第二は、ソ連との関係に現れている“等量主義”による国際バランスである。この場合、日ソ両国が漁類資源大国であり、かつ相互に交換可能な余剰資源を持っていることが前提になっている。

“等量主義”とは言っても、「日ソ・ソ日漁業暫定協定」（1977～84年）の下での漁獲割当量には、日ソ間で20～10%の開きがあり、日本の“実績主義”がなお痕跡的に残留していた。しかし「日ソ地先沖合漁業協定」

（1984年12月～）に基づく85年割当てからは、両国が完全等量の60万トンになり、更に86年には、操業条件の平等化＝漁獲実績の等量化を求めるソ連の主張が通って、割当量は15万トンに激減した。

このように漁獲割当量が次第に減少しているところから、将来のゼロ状態を予想する向きもあるが、ゼロ水準になったものは、言うなれば日本の“実績主義”である。両国200海里水域における余剰資源の交換可能性そのものがなくなっただけではないのであるから、その実現を追及する新たな政策視点があって然るべきであろう。

第三は、対米関係に最も鮮明に現れている外国漁船排除の動きである。

ただし米国の場合、“排除”には二つの内容がある。政治戦略の手段として200海里資源の割当量を操作する場合と、自国の漁業及び水産加工業の振興手段として、割当量の減少が図られる場合とである。

前者に当るものとしては、アフガニスタン問題におけるソ連や捕鯨問題における日本、に対する割当量の制裁的削減が挙げられる。事が政治問題から発しているから、いかに削減がドラスチックに行われようとも、問題が解決すればいずれは原状に回復することを内在したものと見ることができる。

その点、後者は違う。途上国と異なり、入漁料への国家的依存を基本的に必要とせず、かつ、必要な漁業生産力を創出し得る社会的能力を持つ先進資本主義国のことであり、市場条件さえ調べば完全な“排除”が確かに起り得ると見なければならぬ。しかし、米国が果してそれをなし得るかどうか。日本と米国の漁業生産力の差異並びに市場・流通条件の相違を踏まえ、かつ入漁、ジョイント・ベンチャー、貿易の各形態の経済的優劣及び業者間の利害関係を比較し判定する国際的視点からの分析が、今後の見通しと対策をたてるために必要である。

3. まとめ

北太平洋域における現局面は、日本漁業の

“実績”の完全な後退・削減期であると見る事ができる。この水域における新たな国際漁業の秩序は、結局のところ、漁場・資源の利用関係も含めて市場経済としての整合性を強化して行くことになるであろう。そして日本は、北太

平洋域における利用漁場並びに水産貿易の比重の大きさから、この動きの中心的存在になり、反面また、日本漁業自身も、そうした国際関係の新しい仕組みに対応して経済構造の再編を進めざるを得なくなろう。

新海洋法体制下における遠洋漁業資本の対応

岩 崎 寿 男

1. 米国漁業水域における日本漁業

米国、ソ連のほか、NZ、豪州、南ア、南太平洋諸国等、日本の遠洋底びき、カツオ・マグロ、遠洋イカ釣等は外国の200カイリ水域に大きく依存している。

このうち米国についてみると、底魚についての日本の割当は、

1977～1984年	110～140万トン
1985年	90万トン
1986年	50～60万トン

と最近減少が著しい。米国水域では、母船式底びき、遠洋底びき、はえなわが操業しており、スケソウダラ、カレイ類、マダラが主たる魚種である。

米国の外国割当の基本算式

$$OY - \text{リザーブ} - DHA (DAP + \text{適正漁獲量} \quad \text{調整用} \quad \text{陸上加工用})$$

$$JVP) = TALLF$$

洋上買付用 外国割当

米国が漁獲できない余剰分を外国に割当る仕組みとなっている。

2. 米国の基本政策

200カイリ内の水産資源の米国による完全利用を目指している。しかしベーリング海での伝統的漁業は、サケ漁業、カニかご漁業、オヒョウ、マダラ等のはえなわ漁業であり、トロールはエビを対象とするもの程度であった。このため、日本、韓国、ソ連等のトロール漁業にく

らべて競争力が劣っており、マーケットも小さかった。

米国政府はfish & chips政策、即ち米国漁業の振興に協力している度合に応じて、その国に漁獲割当を行う政策をとった。日本がスケソウダラの洋上買付(JV)、底魚製品の買付を実施せざるを得なかったのもそのためである。日本のほか韓国、ソ連等もJVを拡大してきており、その意味では米国漁業の発展を図る米国の政策は成功したといえる。

スケソウダラJV数量の増大

1982年	83年	84年	85年	86年
千トン				

128 283 444 (633) (776)

(注) 85年～86年は計画数量

このJVの拡大によって、カニ漁業からの転換を中心にトロール漁業の発展をみた。しかし、加工業者はJVの拡大による利益を全く享受できない。米漁業者は漁獲物を外国トロール工船に売渡してしまうからである。加工業者から外国漁業のフェーズアウトが強く主張されるのもそのためである。

外国漁業特に日本を追い出せば、日本市場において供給不足が生じ価格が上昇する。そしてコストの高い米国製品でも輸出が可能となり米日水産業の振興が促進される。日本のスケソウ漁業を追い出せば、日本企業はスリミの購入に殺踏するから、米国スリミ産業の発展を促進できるという戦略をとろうとしている。

外国漁業をフェーズ・アウトする手段は、第1に法律で規定することである。この種の法案は毎年、米議会に提出されているが、まだ制定されていない。第2の手段は、上記の基本算式でTALFFは、余剰分であるから、OYを恣意的に下げたり、DAHを恣意的に上げれば自動的にTALFFを減少させることができる。前者の例には、カニ、大西洋のイカ、アラスカ湾のカレイ等があり、後者はスケソウ、マダラ等がある。

3. 日本企業の対応

こうした外国漁業の締め出しに対する対応策は、大企業と中小資本では違うが、漁船の稼働率の維持と水産物（商材）の確保の2つの観点から次のようなことが考えられる。

(1) 漁場の多角化

公海操業の拡大（ベーリング、天皇海山）、南方漁場（トロール）への転出、イカ流網漁業の併用など。

(2) JVの拡大

洋上買付事業の拡大により工船の稼働が可能であるし、商材も確保できる。それは米水域のみに限られない。

(3) 貿易の拡大、相手国への投資の拡大

商材確保の観点から、買付の増大や必要に応じて、相手国での合併会社による加工場の建設や漁業の実施が考えられる。しかし、これらの方策は、漁船の稼働率の維持、乗組員の雇用維持にはつながらない。商社等との競争も激しく、水産企業としての優位性は必ずしもない。

(4) TALFFの確保

極力、TALFFの減少を防止する。

結局、以上の諸方策を組みあわせて、対応していかなるを得ない。それは短中期的には漁船の稼働の維持（それは収益性の低下防止につながる。）が重視され、長期的には、企業構造の変化を志向するのではないと思われる。

200海里体制下における沖合・沿岸漁業の再編

— 北海道のばあい —

増 田 洋

一 200海里体制への移行にともなう直接的な漁業再編は、政府による救済措置をともなった減船によって行われた。1977年水産庁が決定した第1次北洋海域における減船隻数は、23業種3,163隻の32%強に当る1,025隻であった。政府がとった救済措置は、減船漁業者に対して支給する政府交付金と残存漁業者が減船漁業者に対して負担する相互補償（いわゆる「とも補償」）に要する資金の融資とし、政府交付金は減船により直接に発生する損失経費の補填であり、相互補償分は減船による営業上の地位の喪失にともなう期待利益の喪失に対する補填、という意味をもたされていた。

23業種のうち全面的に減船された業種は8業種、総隻数は185隻であった。エビかご、以南ニシン刺網、樺太西・沿海州タラ刺網、タラはえ縄漁業は、その代表的なものである。これら漁業の多くは一部地域に特化した漁業であったこともあり、地域経済に与えた影響は大きい。また、太平洋小型サケマス、日本海サケマス流しおよびはえ縄漁業も地域漁業の中核になっている地区が多く、これも大きな影響を与えた。

二 しかし、200海里体制移行後魚価の著しい上昇があったり、また、減船に対する補償等があったことにより、当初は、見通しのない深

刻さというまでには到っていなかった、といっ
てよいように思われる。それは、この段階の再
編が、従来の漁業規制を前提とした漁場縮小程
度に見合った形式的な数字合わせ的なものに止
まらざるをえなかったことによつていよう。し
かし、1979、80年以降における第二次石
油価格の高騰と魚価の下落というダブルパンチ
と200海里体制下の各国における漁業規制の
強化、新海洋法秩序の実質化にともなつて漁業
再編は、個別経営および地域漁業の内面にまで
浸透するに至った。

この過程は、不況下における経営危機が国際
環境の悪化と相乗化され、また経営体質の改善
が不十分なまま危機打解のための金融的措置の
拡充による負債の累積過程でもあった。それは、
経営危機を借入金によつて継ぎ、危機を回避で
きないまま負債を累積させるという過程である
が、系統金融の末端である単協自体についても
事情は同じで個別経営を自然淘汰的に倒産させ
ることは組合経営の直接的な危機となり、貸付

を止めるわけにはいかないという事情にあつた
のである。そうした点では、200海里体制下
における直接の漁業再編の問題は、地域漁業に
おける負債累積構造に吸収され、表面化しえな
かった、といつてよいように思われる。

三 かかる漁業再編が北海道において改めて
表面化し、問題となるのは200海里内におけ
る操業規制が全般的に強化され、魚価が低迷す
る1982、3年頃からである。こうした事態
に対処するために、北海道水産部は、84年4
月「漁船漁業の再編整備対策について」、85
年8月「沿岸漁船漁業の漁業種類別生産体制の
再編成」をまとめ、漁業者に提示し討議に付し
ている。こうした動きに対する評価あるいは見
通しについては、にわかに判断がつく問題では
ないが、本報告全体では沖合漁業の縮小その沿
岸漁業との関連を主として労働力移動の相互依
存関係に視点を置いて検討したい、と考えてい
る。漁業再編成の可能性は、まさにこの点にか
かっている、と思われるからである。

水産物貿易の構造と問題点

堀 口 健 治

1. 水産物貿易の特徴

最近の日本の水産物輸入は“集中豪雨”的特
徴を依然としてもっており、その水準は国内生
産額の約3分の1、生産量の1割に匹敵する。
しかもエビ、マグロ類、サケ・マスといった特
定の高価格魚を中心とした輸入構成から、日本
向けの漁獲枠の縮小で輸入に依存せざるをえな
くなった魚種（ギンダラやアカウオ等）や加工
用原料魚など、中・低価格魚をも含めた、水産
物輸入の全面的展開に進み始めているのが特徴
である。

しかも世界的にみて、水産物の輸入、輸出は
ともに先進国によってになわれている。水産物
貿易は先進国間型の特徴を有しているのである。

もちろん発展途上国からの輸出もエビ類等、そ
のウエイトが大きいものもあるが、“抽出的輸
出”の性格が強い。先進国の場合も抽出的輸出
（および抽出的輸入）の傾向は未だあるが、も
ともと漁場開発のための技術や人的資源、資本
もあり、漁港へのインフラ投資もすでになされ
ていること、また魚への需要の多面的増大が期
待可能な国内市場ももっていることで、その輸出
・輸入の量とそのシェアを高めてきており、さ
らにその全面展開のための開発が、資本によつ
て重点的になされていると考えられる。

2. 水産関連資本の動向

しかも漁業生産そのものがもつリスクを避け
て、むしろ生産分野を中小資本に任せ、自らは

商社の機能にその経営努力をシフトさせてきた大手水産資本は、総合商社と同様に、200海里体制下の事態のもと、ますます相手水域に多国籍的に参入し、日本に相手先から開発・輸出する動きを強めるとともに、相手先の国内市場の開発、三国間貿易を広げることで利益を確保しその活動を安定化させようとしている。

米国200海里内のスケソウダラ確保にあたっては、米国がその総漁獲量を国内消費分、ついで洋上で原魚を外国に輸出する分（ジョイント・ベンチャー）、最後に外国漁業者の漁獲分の順番で割りふる政策のもとで、むしろ積極的にジョイント・ベンチャーに参加する道を選択することになる。日本国内で日本漁船分の割りあて削減に結果としてつながる（国内対立）としても、資本の海外進出の動きはやむことがない。入漁料の高騰はその傾向に拍車をかけることになる。

さらにいえば、留萌の数の子の中小加工業者が、自らLCを開設し、商社を経由することなく、自力で米国、カナダの原卵を現地で買付ける動きが現実化し始めたもとでは、従来のような買付で利益をとる（売買差益）単純なビジネスでは大手資本の利潤は確保できない。現地での数の子原卵の買付に、水産担当の商社だけではなく、その他の商社等も参入して買付競争（キャッシュ・バイも含めて）を演じたことは記憶に新しいが、そこへ中間マージンをぬいて日本の加工業者も直接のりこんできたわけだから、現地での価格はますます上昇し、商社の利権を小さくしたのである。

そうした状況のもとで、大手水産会社、総合商社の資本進出、現地での資源開発から加工、

流通、市場開拓、輸出・入という全面的な資本進出は、例えば大手商社の米国でのマクロ缶詰関連市場への参入にみられるように、今後、きわめて注目されるものである。資本の世界戦略の一環として、日本の市場の位置づけがなされていることを認識しておく必要が、われわれにあるだろう。

3. 中小加工資本の海外進出と輸入制限

一方、加工業者を中心に、中小業者の海外への資本進出も進んできている。例えばイカの珍味加工の場合、内臓処理、ボイルといった一次加工部分を韓国、台湾に依頼するケースが出てきている。進出の形は、委託加工、技術指導の段階から合併等、さまざまである。だが、污水处理に対する制限が弱かったり、労賃等のコスト安も海外進出を魅力あるものにしている。最近の円高も促進要因になっているし、各国の漁獲制限に対する対応としての分散の有利性もあざかっているだろう。

さらにいえば、からし明太子のように、タラコは輸入制限品目だが、その加工品は自由なため、韓国にスケソウダラを輸入（あるいは韓国産のものを利用）し、からし明太子として日本に輸入することで、輸入制限を逃れる目的をもって海外進出する事例がでてきている。また紀文のように、カニ風味かまぼこの工場を米国、英国に作り、現地での市場開拓のケースもかなり一般的になってきている。

4. ま と め

200海里体制のもと、資源そのものが「政治」化するなかで、資本が「経済的」意図で多国籍化し、水産物貿易はより複雑な要因でその動きを規定されてきているといえよう。

第33回 漁業経済学会大会のお知らせ

学 会 事 務 局

1. 会 場 北海道大学水産学部 講義棟 大講義室

電話 0138-41-0131

● 5月30日(金) 午前10時から
一般報告

●総会 5月30日(金)
午後1時～2時

当日の配布資料は、各自 70 部ほど御用意下さい。

事務局および大会の準備，編集担当常任理事を中心にして，その他の理事各位の協力のもとに行います。

5月30日 午後6時より学内厚生会館内
生協食堂で行います。

6. 大会参加費
2,000円(レジメ代を含む)

○シンポジウム・テーマ「200海里体制下の漁業再編－北太平洋域を中心にして－」

「200海里体制化以降の国際漁業関係の変容」

「新海洋法体制下における遠洋漁業資本の
対応」

「200海里体制下における沖合・沿岸漁業の再編－北海道のばあい－」

「水産物貿易の構造と問題点」

司会 山本 忠 池田 均

4月22日現在申し込みのあった一般報告



演題は次の通りです。

「北海道における沖合底曳網漁業の拡大過程」

板倉 信明

「水産物商品化とその主体」(仮題)

中居 裕

「マグロの需給と価格形成」

多屋 勝雄

「「産業社会」展望と国際的漁業調整の一視点」

志村 賢男

「北太平洋のサケ・マス漁業の動向」

山本 忠

「人工魚稚の経済効果—北海道島牧村の事例より—」

境 一郎

「年令別水産物消費」(仮題)

小野征一郎

ホテルオーシャン

電 0138(23)2200

< 同 4,900~>

ホテルサンシティ函館

電 0138(27)0030

< 同 5,500~>

ホテルリッチ函館

電 0138(26)2561

< 同 5,000~>

法華クラブ函館店

電 0138(52)3121

< 同 8,000~>

<湯の川温泉>

竹 葉

電 0138(57)5171

< 同 7,000~>

湯の川タワーホテル

電 0138(59)1515

< 同 4,500~>

芳明荘

電 0138(57)8484

文部省共済

ホテルアカシヤ

電 0138(52)2211

学校共済

● 全国理事会等の日程

● 全国理事会

5月29日(木) 午後5時から

北海道大学水産学部漁業学科会議室(研究棟6階)

● シンポジウム報告検討会

5月29日(木) 午後2時から

北海道大学水産学部水産経営教授室

● 学会賞選考委員会

5月29日(木) 午後2時から

北海道大学水産学部水産経営資料室

● 函館での宿泊施設の案内

(各自で予約して下さい。)

<市内>

函館国際ホテル

電 0138(23)8751

<料金 8,000~>

ホテル函館ロイヤル

電 0138(26)8181

< 同 6,110~>

学会短信№49

1986. 5.

事務局

〒108 東京都港区港南4-5-7

東京水産大学内

電話 03(471)1251